連載

臨床倫理メディエーション

国立大学法人山形大学医学部
総合医学教育センター　准教授　中西　淑美

37 Beyond Blame ――医療メディエーションによる修復的正義

はじめに

令和の時代になっての新年を迎える。「令」はいくつかの意味があることが語られている。「和」については異なった考えはないようである。新しい一年の始まりとして、様々な考えを「和」の行為の中で共存していく、令和の時代の幕開けである。

人は生きていく日々の中で、さまざまな傷や害に遭う。自然災害であったり、人身被害であったり、心の中の傷であったりする。

攻撃や応報的手段、あるいは傷ついたままで、その傷つけられたことに対して赦すことが出来ないことは多い。しかし、そういった状況こそ、自分を取り巻く環境や人、システムを振り返る契機と視ることもできよう。それぞれの修復できない「過去」に、「現在」は停止するが、「未来」は自分で拓くことができる。

これまでの連載では生命倫理と医療倫理を考えてきた。これらは、「今、ここでの問題を、どう考えるのか、最善たることとは何なのか、何をすべきか」という見方が中心であるように思える。それは、起きる前の倫理思考である。今年は、その見方を変えて「起きてしまった後の問題をどうするのか、何がより善い行為となるのか、何を、今、することができるのか」という視点から考えてみたい。例えば、昨今問題となっている高齢ドライバーによる人身事故は、裁判による判決で社会的な決着（応報的正義）がなされて終結する。また、医療における予期せぬ事故などの最終的決着も応報的正義になりやすい。この決着がなされれば、社会的には終結したと本当にいえるのだろうか。

第一回として、ハラスメントやいじめ、など、犯罪被害を被り、傷ついた人たちにおける倫理問題について応報的正義にかわる修復的正義という考え方とその研究の一端について紹介する。

1. 修復的正義とは何か

１９７０年代より、刑事司法批判から新しい紛争解決の方法として、カナダでＶＯＲＰ（Victim-Offender Reconciliation Program）という先駆的な取り組みが実践された[1]。これは、少年司法の場で、加害者が被害者を訪ね、謝罪し赦しを請うという実験的なプログラムで、従来の刑事司法から疎外されていた被害者と加害者の関係性に焦点を当てる当事者同士の対話を重視する取り組みであり、Restorative Justice（修復的正義（司法）、以下、ＲＪ）と呼ばれ

ている[2]（図1）。ハワード・ゼアの〝Changing Lenses：A New Focus for Crime and Justice〟は、そのバイブル本としてもよく知られている[3]。このRJの目的は、「すべての人を尊重し、人々の関係を侵害した害について、被害者、加害者、地域社会関係者等が対話を通して犯罪の事後問題の解決を図る」、ことである。

図1

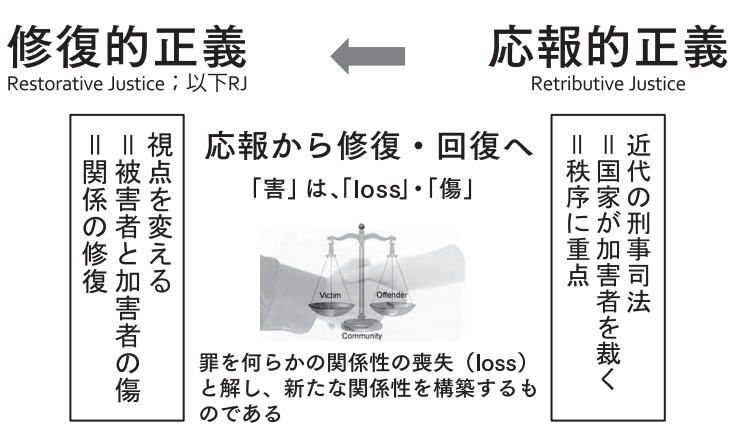

従って、修復的正義（RJ）で重要なことは赦しと和解をさせることではなく、①被害者への支援と癒しを優先すること、②加害者が自らの過ちに対する責任をとること、③理解に達するまでの対話があること、④犯した過ちを正そうとする試みがあること、⑤加害者が将来の再犯を避ける方法を見据えていること、⑥被害者と加害者との双方をコミュニティで再統合するのを助けることを原則とする[前掲(3)(4)]（図2）。

このRJは、医療メディエーションの実践の場でもある。

図2　修復的正義は関係構築の対話モデルを必要とする←医療メディエーション概念

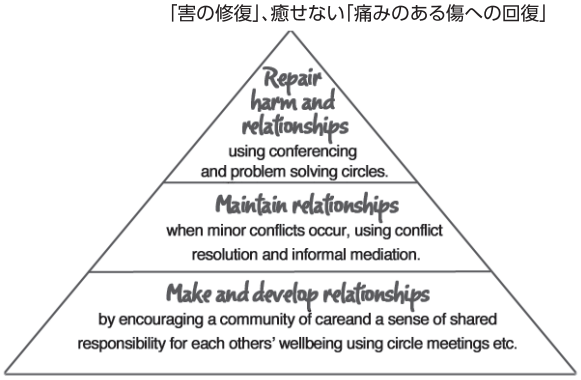

医療メディエーションは、医療事故をめぐってコンフリクトが発生した時に、患者・家族側の期待からの視点と、医療者側の考える安全からの視点の認識の差を対話と情報共有の過程のなかで乗り越え、両当事者の関係修復をすることを行う。すなわち、日常診療の場面で、「対話に基づく信頼関係」を構築していくこと、すなわち、何かが起こったときに、完全な不信とディスコミュニケーションに陥らないような関係性を創り上げておくことである。それは信頼関係の中で、一定のリスクをめぐる情報を患者側とも共有でき、かつ支えていけるような対話過程をつくることである。

次に、実際に問題が発生した際に、どのような対応を取るかということが重要になる。

医療者側が合理的な説明をこの時点で行ったとしても、「不幸な結果」に直面した患者側にはまったく伝わらないであろう。ここでも、まず、失意と感情的反応にとらわれた患者側の苦悩に共感しながら、「最低限の信頼」を回復し、その上で、その気づきを促していく過程を援助するような対話を行ってゆくことが重要となる。

このように当事者にとって有効な対話過程を

促進し、当事者自身による問題解決の達成を援助していく関わり方の概念枠組みと方法論が、〝医療メディエーション〟である。

感情と認知的評価は不可分である。医療メディエーターは、異なる価値観・異なる利害をもった患者と医療者、また事故に直面し、それぞれの固有の立場から感情的にも混乱している患者・家族と医療者をエンパワーし、相互のリスクや状況認識について少しずつ新しい又は異なる見方のあることへの気づきを支援する。その結果、平和的とまでは言えないにしても、少しでも不毛な対立を避け、いずれにとっても苦しい体験を乗り越えていくきっかけを見いだしていくための対話過程と考えることができる。

この感情を考慮する紛争解決の視点で、既に社会的決定がなされた後のコンフリクトを解決しようとする試みが修復的正義（RJ）の取り組みである。つまり、医療メディエーションは、修復的正義による対話を推進する試みなのである。

医療メディエーションをRJの視点から検討した事例を紹介する（図3）。

図3　修復的レンズ（RJで）実践

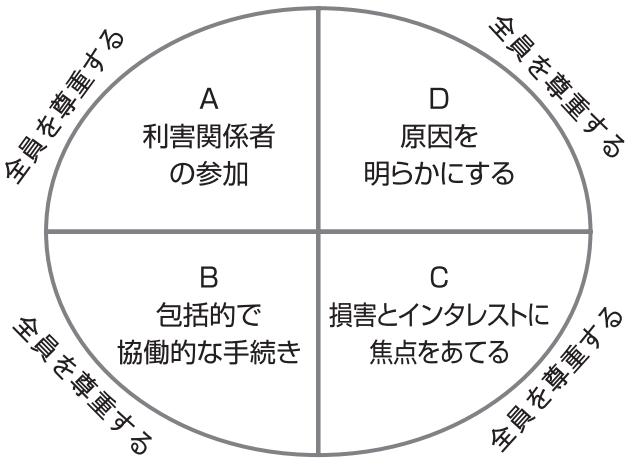

2. 医療メディエーションによる修復的正義（Restorative Justice）の試み

○事例の紹介

修復的正義で重要な点は、赦しと和解を求めることではない。両当事者がエンパワーされて代替的視点を持てるのか、ということである。このために、害へのインタレストを最初から協働で考慮する。そして、被害や特定の犯罪に対して利害関係を有する全ての者が集まり、協働してその犯罪の影響（the aftermath of the offence）及びその将来における潜在的影響を、どのように扱うかについて決定する過程を設けることである。

２０１７年の暴言暴力をめぐる２件（２集団）に実施した（図４）。面談視点は、前述の

図4

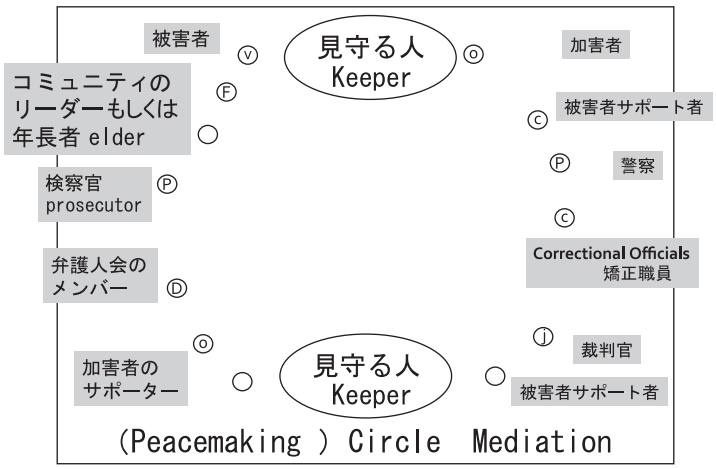

RJの重要なポイントである①~⑥の6点とした。この面談の前後で、記入しやすくした、(1)気分・感情の短期POMS尺度質問紙票と、(2)不偏性と面談の意義・内容を口述・自記式質問紙票を用いて参加者から聴取した。

(1)感情・気分では、低下がみられたものは抑うつ、疲労、緊張であった(図5)。変化を認めなかったものは、怒りと混乱であった。増加したのは活気であった。

(2)面談の評価では、1回目においては他の参加者と比較して本人に大きな変化を認めた(図6、7)。2回目には他の参加者でも変化が現れていた(図8、9)。

このような結果から、医療メディエーションによる修復的正義の意義が認められた、といえる。

3. 修復的正義の限界

修復的正義の限界はある。犯罪のなかには、

図5　低下が見られた

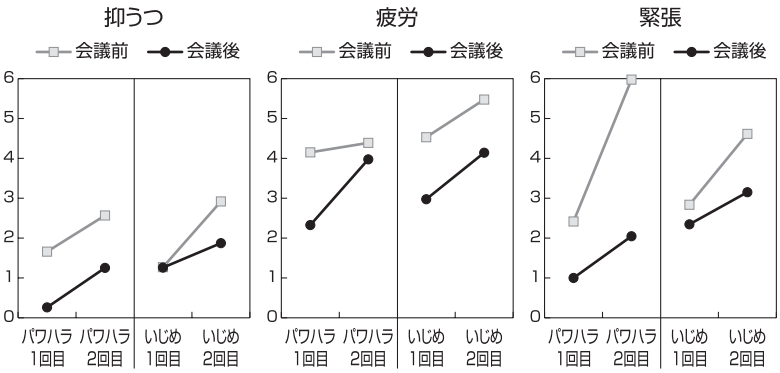

図6　医療メディエーション対話による会議前後の参加者の点数差（パワハラの事案：1回目）

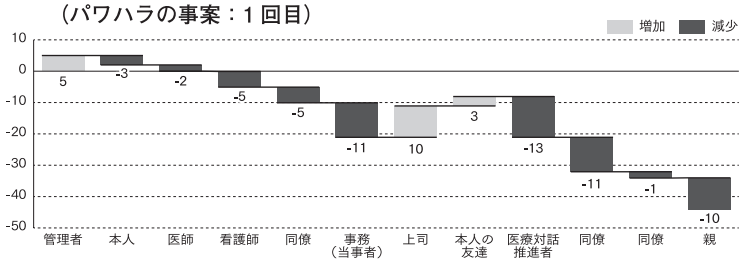

図7　医療メディエーション対話による会議前後の参加者の点数差（パワハラの事案：2回目）

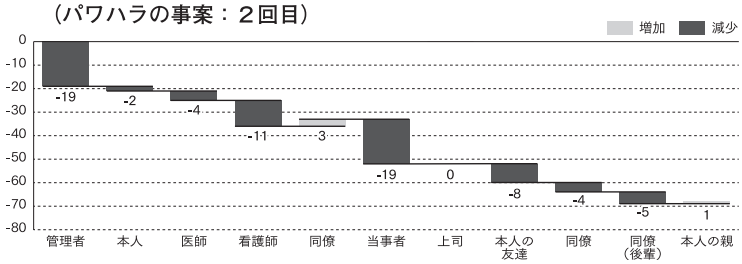

図8　医療メディエーション対話による会議前後の参加者の点数差（いじめ事案：1回目）

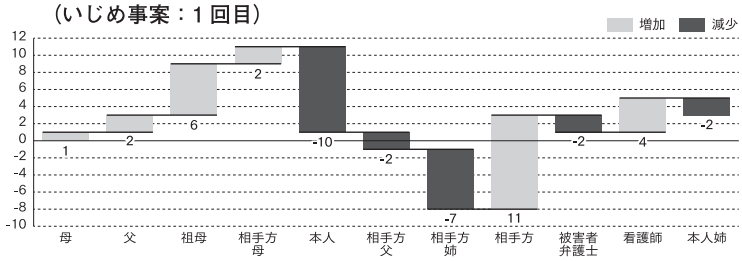

図9　医療メディエーション対話による会議前後の参加者の点数差（いじめ事案：2回目）

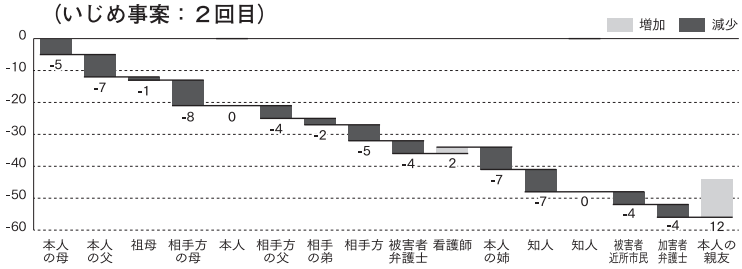

図10

修復的正義の限界：
害に対する寛容と赦しは容易ではない

アリーゴの批判

(1) 階層的な表象の特権化
(2) 秩序を前提としている
(3) 理想的発話行為や合意形成力学の賞賛
(4) 他の言説を犠牲にしての法的言説の継続的侵犯
(5) マクロな領域とミクロの領域との結合をさせた戦略の欠如

https://www.waseda.jp/folaw/icl/assets/uploads/2014/05/A04408055-00-041020163.pdf#search=%27修復的正義%27

害に対する寛容と赦しは容易ではないことは想像に難くない。すなわち、今回の2集団の面談がうまくいったのは、以下のことが考えられる（図10）。まず、加害者に対する受容的意見は障害や死亡事件ではなかったからではないか。次に、事前の被害者・加害者間の関係性が有るか無いかによっても、受容的態度は違うであろう。更に、被害者の加害者に対する応報的感情の有無と程度によっても面談そのものが開催されるかどうかは疑念を持たれやすいのではないか。

おわりに

人を赦せないのは、その人への思いが強いからである。怒りも苦しみも、関係性があるからこそ生み出される感情である。

新年にあたり、人に優しく寛容でありたい。たとえ、騙されたり、陥れられたりしても、騙すより、騙されたことで熟考する機会を与えられたことを受け入れるようになりたい。騙されることは、傷心や損害を被ることになるかもしれない。この連載の中で、「善きサマリア人」を例えに、倫理を述べた稿がある。その通説の解釈は、隣人への愛といった宗教的なことや人種差別をなくすことの示唆とされている。しかし、そこにあるのは、人類学的な修復的な営みなのである。天変地異の異常事態が続く近年、地球規模で、相互に今、トレランス（寛容）の心を、人類も世界も必要としている。

地球温暖化、天候不順、自然災害、政治不安、信頼への揺らぎなど、予期せぬ事態、未曽有の事態が人間を襲う。人間こそが人間を救う。今後、人類や平和な世界を滅ぼしていくのか、持続的な社会を創生していくのかは、個々の人の思考に委ねられている。競争や責めることを超えて、予期せぬこと、起きてしまったことに、責任をどう果たすのかという、修復的な正義を再考することが要請されているのである。これまでも、これからも、医療メディエーションと倫理は、「共創」の時代に覚醒的であらねばならないのである。 文

文献

(1) Nils Christie (1977), Conflicts as Property, The British Journal of Criminology, Vol.17, No.1, pp.1-15（ニルス・クリスティ（２００３）「社会の共有財産としての紛争」平松毅・寺澤比奈子訳、『法と政治』54巻4号、２００３年12月、pp.６２９―６４９）。
(2) 高橋則夫著、修復的司法の探求、２００３、１７９頁、ＲＪ叢書、成文堂
(3) Zehr,Howard (1990), Changing Lenses：A New Focus for Crime and Justice,Herald Press.（邦訳では、ハワード・ゼア（２００３）『修復的司法とは何か――応報から関係修復へ』西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳、新泉社）
(4) 細井洋子・西村春夫・樫村志郎・辰野文理編著、修復的司法の総合的研究―刑罰を超え 新たな正義を求めて、２００６、６３８頁、風間書房